

令和 7 年度日野市立七生緑小学校いじめ防止基本方針

日野市立七生緑小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめ問題は学校が対応すべき最重要課題の一つであり、これまで学校はその対応に様々な努力を重ねてきたところですが抜本的な解決には至りません。そこで、いじめ防止などの為に対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ問題への学校の努力義務や措置について平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が制定され、第 2 条においていじめについて、以下のように定義された。

【いじめの定義】（第 2 条）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法）より

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの学校でも、どの学級でも起こり得ることで、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる事実を教職員全員で認識し、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は学校全体で組織的に速やかに対策を講じ対応していく必要がある。

2 いじめ防止対策組織

法第 22 条に基づき、校長のリーダーシップの下にいじめ対策を組織的に対応するために「いじめ対策委員会」を設置する。

このことを受けて、いじめへの組織的な取り組みを実施するために「いじめ対策委員会」を生活指導部内に設置し、この委員会を中心に全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

学校基本方針に基づき、いじめの相談・通告窓口・いじめの疑いに関する情報収集・関係児童への事実関係の聴取・指導・保護者との連携をする。

(いじめ対策委員会構成メンバー)

- ・校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭
- ・スクールカウンセラー・担当学年主任・学級担任

3 いじめ防止に関する具体的な取り組み

法第 13 条に基づきいじめ防止に関わる取り組み内容について「学校いじめ防止基本方針」を策定し公開する。

児童、保護者から訴えがあった内容について、どんなに小さな事案でも「いじめ」ととらえ、組織的に対応することを基本方針とする。

(1) いじめの未然防止

- ・教職員はいじめ見逃し 0（ゼロ）を常に意識して、見て見ぬふりをせず声を上げられる学校づくりをする。
- ・児童と積極的にコミュニケーションをとり、児童から信頼され相談しやすい人間関係を構築する。
- ・学期初めの通学指導を通して児童理解をする。
- ・自尊感情や自己肯定感を高める授業を道德・学級活動を軸として、様々な授業の場で実践する。
- ・七生特別支援学校との交流、ユニセフ募金、人権メッセージ発表会（5 年生）、なのはな学級交流会、たてわり班活動などを通して人権について考える。
- ・いじめ対策防止推進法等で示されている取組に関する校内研修を行う。
- ・学校評議委員会と情報共有し、対策を協議する。

(2) いじめの早期発見

- ・学期初めの通学指導。
- ・定期的なアンケート調査を実施し、いじめの実態を把握する。
- ・スクールカウンセラーによる全員面接を 5 年生に行う。
- ・日常的な観察、面接などにより子供の実態を早期に把握する。
- ・学校便り、保護者会、個人面談などを積極的に利用し啓発する。

(3) いじめに対する措置

- ・遊び・悪ふざけ・いじめの疑われる行為は、その場で止める。
- ・児童の保護者から相談や訴えがあった場合は真摯に傾聴し、早い段階からの的確にかかわりをもつ。
- ・関係者からの情報、いじめの兆候を確実に受け止め、いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。
 - 児童生徒の安全を確保する。
 - 加害者児童には教育的配慮のもとに、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

○教職員への共通理解・保護者の協力・スクールカウンセラーとの連携の下で取り組む。

○いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団作りをする。

○必要に応じて警察署・法務局・日野市子ども家庭支援センター・日野市発達教育支援センター（エール）などの関係機関とも連携して行う。

・「いじめに関する授業」年3回実施する。

・「いじめに関する研修」年3回実施する。

○そのうち1回は「重大事態」の定義及びその解釈に関する研修を実施し、全教職員で理解を深める。

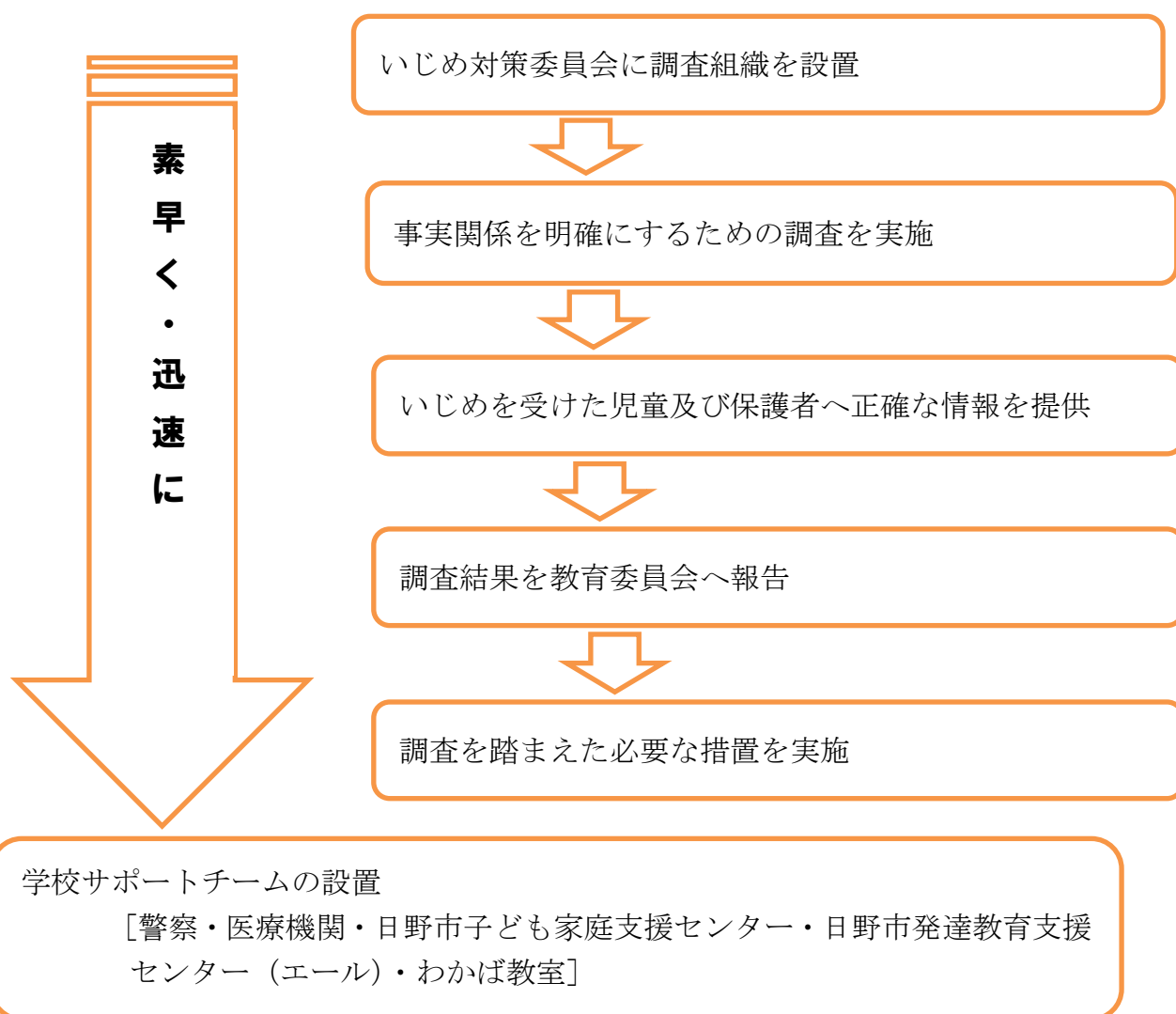
（４）いじめ重大事態への対応

・学校長の指示により、いじめ対策委員会を招集し、迅速に対応する。

・教育委員会への報告。重大対応フロー図に基づいて対応する。

・いじめ対策委員会を招集し事案に応じて専門家の指導を仰ぎ対応する。

・調査結果については保護者・児童に対して適切に報告する。



[取り組みの年間計画]

	いじめ対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	校内研修 いじめ基本方針を 共通理解	学級びらき	通学指導 スクールカウンセ ラーへの相談窓口 児童生徒への周知	保護者会
5 月			スクールカウンセ ラーによる全員面 接（5 年生）5 月～ 7 月	
6 月			ふれあい月間 心のアンケート	学校公開
7 月	校内研修 重大事態について	人権メッセージ （5 年生）		個人面談・保護者 会
8 月				
9 月			通学指導	学校公開
10 月		七生特別支援学校 交流（2・3・4 年）		運動会
11 月		七生特別支援学校 交流（6 年）	ふれあい月間 心のアンケート	文化的行事 学校評議委員会と 情報交換・協議
12 月	学校評価にて取り 組み評価アンケー トの実施	七生特別支援学校 交流（5 年）		
1 月	校内研修 いじめの早期発 見・解決のために		通学指導	
2 月		ユニセフ募金	ふれあい月間 心のアンケート	学校公開 道徳地区公開講座
3 月		七生特別支援学校 交流（1 年）		保護者会
通年	生活指導夕会を通 して校内のいじめ に関する情報の収 集	朝会における校長 講話 たてわり班活動	健康観察 SC による相談	あいさつ運動（地 域）